

- 令和2年6月に改正された「福島復興再生特別措置法」において、県が「福島復興再生計画」を作成し、国の認定を受ける制度が新たに創設
- この際、国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して作成
- 福島復興再生計画には、原子力災害からの復興及び再生を推進するために必要な事項を記載
- 作成に当たっては、3分野にまたがる現在の計画における必要な要素を継承

福島復興再生特別措置法 (※ R2.6改正 R3.4.1改正法施行)

福島復興再生基本方針【国策定】 (※ R3.3)

**福島復興再生計画**【県作成、国認定】  
(※R3.4 福島特措法施行後申請予定)

3分野にまたがる現在の計画

- ◆ 「避難解除等区域復興再生計画」  
(H25国作成 (H26改定))
- ◆ 「産業復興再生計画」  
(H25県作成、国認定)
- ◆ 「重点推進計画」  
(H25県作成、国認定 (H30、R2変更))

認定基準 (福島特措法第7条第14項に規定)

- ① 福島復興再生基本方針に適合すること
- ② 福島復興再生計画の実施が原子力災害からの復興・再生に寄与すること
- ③ 円滑・確実な実施が見込まれること